

平針北学区町内会連合会会則

【名称及び事務所】

第1条 この会は、平針北学区町内会連合会（以下、本会とする）と称し、所在地を平針北コミュニティーセンター内に置く。

【目的】

第2条 平針北学区（以下、学区とする）内の親睦を図るとともに協力して明るく住みよい生活環境を作ることとする。

2. 本会を組織する学区内の町内会の連絡・調整を図る。

【組織及び会員】

第3条 本会は、前条の目的に賛同する学区内の、原1丁目・平針1丁目・平針2丁目・平針3丁目（一部）・平針西住宅の各町内会をもって組織する。

2. 本会員は、前項の町内会に所属する会員とする。

【事業】

第4条 本会は、『天白区安心・安全で快適なまちづくり協議会』の防犯・防災・環境・交通・青少年健全育成を推進する5部会を組織して、会員の親睦及び会員より提起された諸事項を協議の上、実施するものとする

【役員】

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一、会 長 1名
- 一、副 会 長 2名
- 一、会 計 2名
- 一、会計監査 2名
- 一、理 事 町内会長（区政協力委員）、5部会部長

【役員を選出・任期】

第6条 会長は、理事の互選により決定する。

2. 副会長は、理事の中から会長が推薦し役員会の承認を得て決定する。副会長1名は、会員の中から会長が推薦し役員会の承認を得て決定してもよい。

3. 会計は、理事の中から会長の指名により決定する。

4. 5部会部長は、各町内及び学区連絡協議会構成団体の推薦者の中から部会員の互選により決定する。

5. 会計監査2名のうち1名は理事の互選で決定し、他の1名は本会会員より会長が推薦し役員会の承認を得て決定する。
役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
役員が事故等により職務の遂行が不可能になったときは、後任者を前項の方法により選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

【役員職務】

- 第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表するほか会議を招集し会議の議長となる。副会長は、会長を補佐して本会の業務を執行し、会長に事故あるとき、又は
2. 会長が欠けたときはその職務を代理する。
 3. 会計は、会計事務を担当する。
 4. 5部会部長は、担当部会を代表するほか部会議を招集し会議の議長となる。
 5. 会計監査は、会計事務を監査する。

【役員会】

- 第8条 役員会は原則として月1回とし、会長が招集し、本会の運営に関する重要事項を協議決定し、執行する。
2. 役員会は前項のほか、役員半数以上や会員多数からの要求があったとき開催するものとする。
 3. 会長は必要あるとき、役員会に学区諸団体役員参加を得て意見を求め連絡調整を図るものとする。
 4. 役員会の決定事項（事業計画・予算・決算等）は、総会にて承認を得た後、決算書を回覧し、本会会員に周知しなければならない。
 5. 会則の改正については、役員会出席者過半数の賛成をもって決定改正する。

【総会】

- 第9条 総会は、年1回開催するものとする。但し、平針北学区連絡協議会に報告し、審議・承認を得ることにより、本会総会に代えることができる。期日等は役員会において決定する。

【会費】

- 第10条 会員は、役員会において別に定める（会費規定）により会費を納入しなければならない。

【経費】

- 第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【その他】

第13条 本会の運営上に必要な事項は、役員会において決定する。
2. 本規則に定めなき事項は、名古屋市区政協力委員会規則を準用する。

【附 則】

第14条 本会則は、平成 2年4月1日から施行する。
2. 本会則は、平成22年4月1日より一部改定。
3. 本会則は、平成24年4月1日より一部改定。
4. 本会則は、平成26年4月1日より一部改定。
5. 本会則は、平成30年4月1日より一部改定。
6. 本会則は、令和 4年4月1日より一部改定。

平針北学区町内会連合会会費規定

第1条 会費は、一世帯につき月額150円とし、1年分前納する。
2. 平針北学区より転出した場合は、その申し出により、会計年度内の残りの月分の会費を返却するものとする。

第2条 ワンルームマンションの居住者の会費については、一世帯につき月額50円とする。

第3条 会の運営上、特に必要があり、かつ急を要するときは、役員会の決議により臨時に領収することができる。

第4条 会費は、役員会において過半数以上の賛成があった場合に変更できる。

【附 則】

第1条 本会則は、平成22年4月1日より一部改定。
2. 本会則は、平成24年4月1日より一部改定。
3. 本会則は、平成26年4月1日より一部改定。

平針北学区町内会連合会修理費・備品積立金規定

第1条 学区所有の備品の修理及び備品購入の資金を一般会計より毎年一定額積み立てることとし、別勘定にて会計が管理する。

2. 修理費・備品積立金の運用については、役員会にて審議・承認を得る。

第2条 町内掲示板の建替え・補修費補助。

2. 町内掲示板の建替えについては、掛かる費用の半額を補助する。但し、補助額の上限を5万円とする。
3. 町内掲示板の補修については、掛かる費用の半額を補助する。但し、補助額の上限を2.5万円とする。

第3条 町内会防災倉庫の設置・補修費補助。

2. 町内会防災倉庫の設置については、倉庫購入に掛かる費用の半額を補助する。但し補助額の上限を5万円とする。
3. 町内会防災倉庫の補修については、掛かる費用の半額を補助する。但し補助額の上限を2.5万円とする。

第4条 町内防犯カメラ設置補助。

2. 町内の防犯カメラ設置について、掛かる費用の半額を補助する。但し、補助額の上限を5万円とする。

第5条 前第2条、第3条、第4条の補助申請には、見積書及び領収書を添付しなければならない。

【附 則】

第1条 本会則は、平成24年5月12日より一部改定。

2. 本規定は、平成26年4月1日より一部改定。